

議案第40号

京都地方税機構規約の変更について

京都地方税機構規約を次のとおり変更するものとする。

令和8年6月16日提出

宇治市長 松 村 淳 子

京都地方税機構規約の一部を変更する規約

京都地方税機構規約（平成21年8月5日総行市第154号）の一部を次のように変更する。

第4条第2号中「並びに軽自動車税の環境性能割」を削り、「の種別割（同法）」を「（同法）」に、「第442条第5号」を「第442条第3号」に、「同条第7号」を「同条第5号」に改め、「自動車税の環境性能割、」及び「の種別割又は軽自動車税の環境性能割」を削り、「の種別割に係る」を「に係る」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和8年4月1日以前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割及び令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割に係る申告書等の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務の処理については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以前の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割及び令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割に係る申告書等の受付、税額の算定、調査、データの作成及びこれらに関連する事務の処理については、なお従前の例による。

(提案理由)

京都地方税機構が処理する事務を変更すること等に伴い、規約の変更を行うため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を得るため提案するものであります。